

1 回目の加盟国協議に諮られているISPM案

ISPM 46

「植物検疫措置のための品目基準」の 附属書案「バナナ (*Musa spp.*) 生果 実の国際移動」



ISPM 46 植物検疫措置のための品目基準

ISPM 46 本体の目的

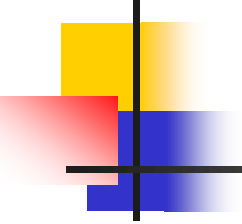
- 品目基準の作成及び利用に関するガイダンスを提供する。
- 本基準の附属書として作成される個別品目基準は、植物検疫輸入要件の策定を支援し、安全な貿易を促進する。

【本体】品目基準のコンセプト

- 品目基準の原則、対象、目的
- 有害動植物の掲載基準
- 検疫措置の掲載基準
- 措置の信頼性
- 見直し

【附属書】個別の品目基準

- 附属書 1 : マンゴウ生果実の基準
- 附属書 2 : さといも生塊茎の基準
- 附属書 3 : バナナ生果実の基準



検討の経緯

- 2024年4月 IPPC総会でトピックに追加
- 2024年12月 品目基準に関する技術パネル（TPCS）が附属書案を作成
- 2024年12月 基準委員会（SC）がタイトルの変更を承認
- 2025年1～2月 TPCSが修正しSCに提出
- 2025年5月 SCが修正し1回目加盟国協議に諮ることを承認
- 2025年7～9月 1回目加盟国協議

対象品目と用途

対象外



Bunches

- ・ 加工済みのもの

対象

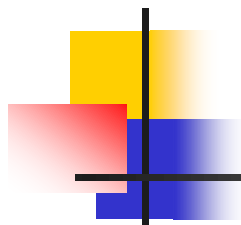


Hand



Clusters (parts of hands)

- ・ 輸入国での消費または加工が目的。



バナナ生果実に関連する有害動植物

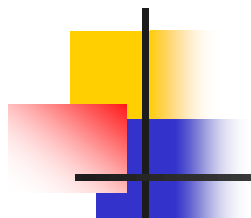
表 1 : バナナ生果実に関連する有害動植物一覧

ダニ	4 種	ガ	6 種
ミバエ	1 9 種	アザミウマ	7 種
アブラムシ	1 種	軟体動物	2 種
カイガラムシ	2 0 種	糸状菌	6 種
コナジラミ	3 種	細菌	1 種

- ・掲載有害動植物は、バナナ生果実に関連があり、少なくとも 1 つのIPPC締約国によって規制されている。
- ・当該リストは全てを網羅しているわけではなく、また、当該有害動植物に対する規制を技術的に正当化するものではない。
- ・掲載種を規制対象とするかは、輸入国がリスク評価により決定すべき。

植物検疫措置の選択肢（1 / 5）

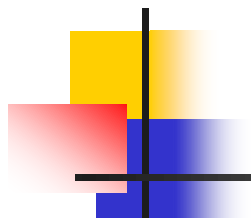
- ・ 締約国は、ある病害虫に対する措置が、バナナ生果実に規制対象の他の病害虫の病害虫リスクを有効に管理するかどうかを検討し、さらに、これらの選択肢を植物検疫措置として適用する際は、国家植物防疫機関（NPPO）は適切な適用手順を検討すべき。
- ・ 本基準で述べられている植物検疫措置は、単独で利用した場合に有効なものもあれば、他の措置と組み合わせて使用した場合にのみ有効になるものもある。



植物検疫措置の選択肢（2 / 5）

表 2：植物検疫措置の一般的な選択肢

植物検疫措置の選択肢	参考
有害動植物無発生地域(PFA)	ISPM 4,26
有害動植物無発生生産地(PFPP)及び 有害動植物無発生生産用地(PFPS)	ISPM 10
有害動植物低密度発生地域(ALPP)	ISPM 22
システムズアプローチ(SA)	ISPM 14,35
収穫時の特定の生理的成熟段階（硬い緑、成熟した緑）	ISPM 11,37
植物検疫処理	ISPM 28
検査	ISPM 23,31
検定及び病害虫の同定	ISPM 27
植物検疫証明書	ISPM 7,12

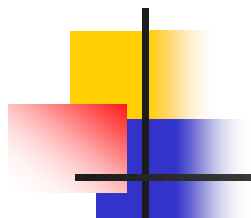


植物検疫措置の選択肢（3 / 5）

表 3：有害動植物固有の措置の選択肢（詳細は表 4、5）

（表 3 から一部抜粋）

有害動植物	措置の選択肢
<i>Bactrocera dorsalis</i> （ミカンコミバエ）	輸出検査、 放射線照射処理3, 4、 PFA、SA 1、 収穫時の特定の生理的成熟段階
<i>Dysmicoccus grassii</i> （カイガラムシ）	SA 3
<i>Thrips palmi</i> （ミナミキイロアザミウマ）	輸出検査
<i>Pseudocercospora fijiensis</i> （糸状菌の一種）	PFA、SA 3

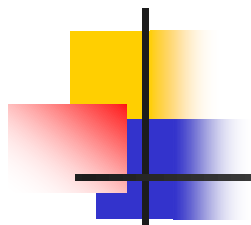


植物検疫措置の選択肢（４／５）

表４：放射線処理(IRDN)の選択肢

(表４から一部抜粋)

処理	最低吸収線量 (Gy)	参考文献
放射線照射処理 3	116	PT 33 (Irradiation treatment for <i>Bactrocera dorsalis</i> : ミカンコミバエ)
放射線照射処理 5	166	PT 45 (Irradiation treatment for <i>Pseudococcus jackbeardsleyi</i> : ビーズレイコナカイガラムシ)



植物検疫措置の選択肢（5 / 5）

表5：システムズアプローチ（SA）（表 5 から一部抜粋）

番号	個別措置	参考文献
SA 2	・ 栽培前の防除措置（例：ALPPの選定） ・ 生育期の防除措置（例：偽茎と花柄の変色に関する栽培地検査を実施し、その後適切な是正措置を実施；果実の袋掛け）	ISPM 14
SA 3	・ 栽培前の防除措置（例：ALPPの選定） ・ 生育期の防除措置（例：袋掛け；栽培地における病害虫の監視と病害虫管理） ・ 収穫後及び取扱い防除措置（例：こん包施設における病害虫のモニタリングと病害虫管理；収穫後浸漬処理；洗浄、消毒、選別、乾燥）	GACC(※1) ISPM 14 SDA(※ 2)

※ 1 General Administration of Customs of the People’s Republic of China

※ 2 Animal and Plant Health Secretariat